

競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針における間接経費 の主な用途の例示について

平成 17 年 3 月 23 日
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

競争的資金における特許関連経費の取扱いについては、「知的財産戦略について」(平成 16 年 5 月 26 日総合科学技術会議決定)及び「知的財産推進計画 2004」(平成 16 年 5 月 27 日知的財産戦略本部決定)において、競争的資金等における間接経費の一部を特許関連経費に充当できることについて明確化し周知すること等とされたところである。

このため、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「指針」という。)を改正し、間接経費に特許関連経費が含まれることを明確化する。

2. 改正内容

本指針の間接経費の主な用途の例示(別表 1)のうち「研究部門に係る経費」の内訳に「特許関連経費」を追加する。

競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

平成13年4月20日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1.本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2.定義

配分機関」・・・競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

被配分機関」・・・競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

直接経費」・・・競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

間接経費」・・・直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3.間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4.間接経費運用の基本方針

- (1)配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。
- (2)被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5.間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

6.間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7.間接経費の取り扱い

間接経費の取扱いは、被配分機関及び資金提供の種類に応じ、別表2の分類に従うこと。

8.報告

被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

9.その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行 評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費
など

その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費
など

上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態			
	委託費 (政府出資金等)	個人補助金 (国庫補助金)	機関補助金 (国庫補助金)	支出委任 (国研所管省庁一般会計)
国立大学、大学共同利用機関等	受託機関に国立学校特別会計の(項)産学連携等研究費(目)産学連携等研究費として配分 出資金事業等、地球環境研究総合推進費	研究者から所属機関に納付 所属機関に国立学校特別会計の(項)産学連携等研究費(目)産学連携等研究費として配分 科研費、ミレニアム公募等	/	文部科学省から被配分機関に一般会計の(項)科学技術振興調整費として配分 振興調整費
国立試験研究機関等	年度途中における予定外の受託が出来ないため、その際は配分不可能	研究者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目が無いため配分不可能	/	国研所管省庁から被配分機関に一般会計の(項)科学技術振興調整費等として配分 振興調整費、地球環境研究総合推進費
独立行政法人	委託者から受託者に配分 出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関に納付 科研費、ミレニアム公募等	国から被配分機関に配分	/
公立大学、公設試験研究機関	委託者から都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行) 出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行) 科研費、ミレニアム公募等	国から都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行)	/
特殊法人、公益法人 民間企業、私立大学	委託者から受託者に配分 出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関に納付 科研費、ミレニアム公募等	国から被配分機関に配分 ミレニアム公募等	/

* 留意点： 配分機関により、運用は異なることがある(民間企業の取り扱い等)。

(別紙様式)

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書(平成 年度)

1 . 間接経費の経理に関する報告

(単位:千円)

(収入)		
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備考
研究費補助金 制度	,	
合 計	,	,
(支出)		
経費の項目	執行額	備考(具体的な使用内容)
1 . 管理部門に係る経費		
人件費	,	
物件費	,	
施設整備関連経費	,	
その他		
2 . 研究部門に係る経費		
人件費	,	
物件費	,	
施設整備関連経費	,	
その他		
3 . その他の関連する事業部門 に係る経費		
人件費	,	
物件費	,	
施設整備関連経費	,	
その他		
合 計	,	

2 . 間接経費の使用結果に関する報告

(被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告。(間接経費の充当の考え方、使途、効果等)。必要に応じ参考資料を添付)

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付参事官

総務省情報通信政策局技術政策課長

文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課長

(参考)

知的財産戦略について(平成16年5月26日、総合科学技術会議決定)抄

4. 大学等における知的財産権取得の円滑化

(1) 競争的資金等における間接経費の一部を特許関連費用に充当できることを明確化し周知する

平成16年度(2004年度)以降、プロジェクト研究や競争的資金などについて、その間接経費の一部を特許権等の取得及び維持管理費用に充当できることを明確化し周知するとともに制度の充実を図る。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

知的財産推進計画2004(平成16年5月27日、知的財産戦略本部決定)抄

第1章 創造分野

2. 大学等における知的財産の創造を推進する

(4) 知的財産権の取得・管理といった知的財産関連活動に関する費用を充実する

)2004年度中できるだけ速やかに、競争的資金については、間接経費の一部を特許関連経費に充当できることを明確化して周知し、その積極的な使用を奨励するとともに、制度の充実を図る。・・・(後略)

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)